

新駅問題の最近の動向について

月 日	内 容
3月 24日	南部地域振興会議(第1回)
27日	滋賀県・栗東市新幹線新駅問題対策協議会(第1回)
4月 8日	県職員の栗東市駐在スタート
11日	栗東市 栗東新都心土地区画整理事業現行計画検証有識者会議(第1回)
5月 14日	県議会総務・政策常任委員会 ・「平成20年度中に策定、変更が予定されている計画等」として、(仮称)南部地域振興プランについて説明
16日	栗東市 栗東新都心土地区画整理事業現行計画検証有識者会議(第2回)
"	地権者意向聞き取り(～7月24日)
7月 2日	栗東市 栗東新都心土地区画整理事業現行計画検証有識者会議(第3回)
8日	県議会総務・政策常任委員会 ・新駅問題の最近の動向について説明
10日	栗東市 栗東新都心土地区画整理事業の取りやめを決断
29日	滋賀県公共事業評価監視委員会 ・栗東新都心土地区画整理事業について「事業の中止が妥当」と判断
9月 2日	栗東市 栗東新都心土地区画整理事業の事業取消図書の縦覧(～9月15日)
9月 12日	南部地域振興会議(第2回)
9月 29日	栗東新都心土地区画整理事業の廃止に対する意見書の受付終了
10月 3日	県議会総務・政策常任委員会 ・新駅問題の最近の動向について説明 ・(仮称)南部地域振興プランの基本的事項について説明
10月 9日	地元4自治会長・地権者代表が知事・栗東市長へ申入れ
10月 14日	南部地域振興会議幹事会(第3回)
10月 31日	滋賀県都市計画審議会 ・栗東新都心土地区画整理事業計画の取消しに対する意見書(2通)を審議し、不採択
"	栗東市 「栗東新都心地区まちづくり基本構想策定委託業務」を発注(委託期間：H20.10.31～H21.7.31)
"	県・栗東市 地元4自治会長・地権者代表の申入れに対する知事・市長連名の回答
11月 24日	県・栗東市 地元4自治会長・地権者代表との協議
11月 30日	県・栗東市 地権者説明会の開催(手原自治会)
12月 2日	県・栗東市 地権者説明会の開催(蜂屋自治会)
12月 3日	県・栗東市 地権者説明会の開催(上鉤自治会)
12月 4日	県・栗東市 地権者説明会の開催(下鉤甲自治会)
12月 12日	県・栗東市 地権者説明会の開催(企業地権者)
"	栗東市 栗東新都心土地区画整理事業計画の取消しを県知事へ申請
12月 15日	栗東新都心土地区画整理事業計画の設計の概要の認可の取消し
12月 19日	栗東市 栗東新都心土地区画整理事業計画の取消し公告

## 主 な 動 向

### 1 栗東新都心土地区画整理事業の廃止について

12月12日 栗東市、事業計画の設計の概要の認可取消しの申請

12月15日 県、設計の概要の認可の取消し

< 以下予定 >

・栗東市、栗東新都心土地区画整理事業の事業計画の取消しの公告

これにより、土地区画整理法第76条の土地利用規制が解除

・栗東市、全地権者に対し、仮換地指定取消通知と事業計画取消しのお知らせを送付

\*平成20年内には、一連の土地区画整理事業の廃止手続きが終了する見込み

### 2 栗東新都心土地区画整理事業区域における諸課題への対応について

10月9日 地元4自治会長ならびに地権者代表から、県および栗東市に対し、「新幹線新駅中止に伴う地権者対応について」の申し入れ

10月31日 知事と栗東市長の連名で回答

[県・市共通]

#### (1) 新幹線新駅に値する代替プランの提示について

・行政が新幹線新駅に値する代替プランを即刻提示すること。

(回答)

県と市が一緒になって、地元とも意見交換を重ねながら、来年度の早い時期に後継プランの基本構想を取りまとめる予定。

南部地域振興プランを来年の春頃をめどに策定する予定であり、当該土地区画整理事業区域についても広域的な見地から検討。

[県]

#### (2) 栗東市と地権者への支援について

・栗東市に対する申し入れ(下記参照)について、積極的かつ具体的に栗東市と地権者を支援すること。

(県回答)

一日も早く後継プランを作成し、地権者への影響を最小限にすることを基本に、栗東市が講じられる措置に対し、財政的に支援。

[栗東市]

#### (2) 都市計画道路築造工事箇所の実況存置について

・都市計画が撤廃されるまでの間、築造工事に着手された都市計画道路の箇所については、現況のまま残存させること。

(市回答)

土地区画整理事業取りやめを受け、原状復旧が基本。都市計画については、変更手続きができるよう県と調整。

(3 - )使用収益の停止の土地に対する補償について

・使用収益が停止されている土地については、借地料並みで補償すること。

(市回答)

原状復旧が完了するまでの間は、農業所得等相当分の補償を実施。併せて、工事完了後の一定期間も、減収等相当分を補償。借地料並みの補償はきわめて困難。

(3 - )市街化編入した土地にかかる固定資産税および相続税の負担について

・本土地区画整理事業に係わり市街化区域に編入した土地の固定資産税および相続税については、市街化調整区域と比較した増額分を行政が負担すること。

(市回答)

固定資産税については、一定期間の補償として検討。相続税の負担対応は大変難しい状況。

11月24日 地元4自治会10月31日の話し合いを受け、諸課題について回答

### (1) 都市計画にかかわる事項

#### 大津湖南都市計画マスタープランの見直し

マスタープランの新幹線新駅計画に係る記述を削除。(12月24日の県都市計画審議会に付議)

#### 土地区画整理事業施行区域の見直し

本年中の栗東新都心土地区画整理事業の廃止の手続きの完了に引き続き、都市計画決定を廃止。(来年度の第1四半期を目途に見直し)

#### 都市計画道路の見直し

今後の土地利用に必要な道路の見極めをした上で、所要の見直し。(来年度の上半期の早い時期を目途に見直し)

### (2) 都市計画道路築造工事箇所の現況存置

区画整理事業において築造した道路であるため、当該事業が廃止されれば、原状に復旧することが基本であるが、申し入れの趣旨を十分受け止め、引き続き、地元と相談しながら、検討。

11月30日～12月12日 4自治会および企業地権者説明会

\*10/9の地元からの申入れ、10/31および11/24の県・市連名の回答等について説明

〔主な意見〕

- ・都市計画決定をもっと早期に廃止すべき。
- ・土地利用規制の廃止と後継プランの策定にかかるスケジュールなどを明確に示すべき。
- ・後継プランは、構想的なものでもよいから地元を示し、意見を聞くべき。
- ・民間の企業立地の話があれば、地元にも伝えるべき。
- ・早期のまちづくりが図れるよう、地元からまちづくり委員を選出し、行政に提案すべき。
- ・栗東市の財政状況が大変厳しくなっていることから、県として支援すべき。



### 3 「栗東市に対する財政上の負担・支援についての考え方」について

#### (1) 基本的な考え方

新幹線新駅計画の中止に伴う諸課題の早期解決を図り、新駅設置事業を円滑に終了させることが必要と考えることから、県がこれまで栗東市とともに新駅設置に向けて果たしてきた役割、新駅計画凍結を主張し結果として協定類が終了したこと、県と市の信頼関係や望ましい連携・協力関係の構築などを総合的に考慮して、栗東市に対して必要な財政上の負担・支援を講ずることとする。

#### (2) 負担・支援の区分、基準

負担・支援の区分は、次のとおりとする。

##### 共同事業清算のための負担

新駅設置という県、栗東市および5市の共同事業（工事費の負担）を清算するために必要なものとして負担するもの

##### 区画整理事業関連の支援

協定類の終了に起因して栗東新都心土地区画整理事業が中断したことによる支出に対して支援するもの

の負担・支援の基準は、次のとおりとする。

- (1) 負担・支援等の対象は、新幹線新駅計画の中止による積極的損失として想定し得るもの。
- (2) 逸失利益は、負担等の対象としない。
- (3) 人件費および庁費については、専ら新駅計画の推進に充てられたことが明白であり、かつ、新駅計画の中止による不可避な財産減少であるものに限る。
- (4) 負担等の対象は、基本協定締結の日（平成14年4月25日）以後に支出原因となる事由が発生したもの。

##### 後継プラン実施に当たっての支援

後継プランの中で県が施行すべき事業の執行のほか、市が施行すべき事業に対する財政的支援措置を検討